別添六十七3・5・中「及び3.5.2.」を「から3.5.3.まで」に改め、同別添4・1・1・中「複数の光源を有する後部上側端灯」を「自動車の後面の片側の複数の灯器で構成される後部上側端灯（「D」マークを付されて装置の型式の指定を受けたものに限る。）」に、「光源」を「灯器」に改め、同別添4・1・1・1・中「自動車の後面の片側の複数の灯器で構成される」を「複数の光源を有する」に改め、同別添4・1・1・1・を同別添4・1・2・とし、同別添4・1・1・1・1・を同別添4・1・2・1・とし、同別添4・1・1・1・2・を同別添4・1・2・2・とし、同別添4・1・1・1・3・を同別添4・1・2・3・とし、同別添別紙二2・1・を次のように改める。

2.1.　非交換式光源（電球等）の場合：

本技術基準5.1.の規定に基づき、灯火器に装着されている光源を用いて、配光特性の測定を行う。

別添七十3・5・中「及び3.5.2.」を「から3.5.3.まで」に改め、同別添4・1・1・中「複数の光源を有する制動灯」を「自動車の後面の片側の複数の灯器で構成される制動灯（「D」マークを付されて装置の型式の指定を受けたものに限る。）」に、「光源」を「灯器」に改め、同別添4・1・1・1・中「自動車の後面の片側の複数の灯器で構成される」を「複数の光源を有する」に改め、同別添4・1・1・1・を同別添4・1・2・とし、同別添4・1・1・1・1・を同別添4・1・2・1・とし、同別添4・1・1・1・2・中「要求されている」を「別紙2に規定する」に改め、同別添4・1・1・1・2・を同別添4・1・2・2・とし、同別添4・1・1・1・3・を同別添4・1・2・3・とし、同別添別紙二2・1・を次のように改める。

2.1.　非交換式光源（電球等）の場合：

本技術基準5.1.の規定に基づき、灯火器に装着されている光源を用いて、配光特性の測定を行う。

別添七十一3・5・中「及び3.5.2.」を「から3.5.3.まで」に改め、同別添4・1・1・中「複数の光源を有する補助制動灯」を「自動車の後面の片側の複数の灯器で構成される補助制動灯（「D」マークを付されて装置の型式の指定を受けたものに限る。）」に、「光源」を「灯器」に改め、同別添4・1・1・1・中「自動車の後面の片側の複数の灯器で構成される」を「複数の光源を有する」に改め、同別添4・1・1・1・を同別添4・1・2・とし、同別添4・1・1・1・1・を同別添4・1・2・1・とし、同別添4・1・1・1・2・を同別添4・1・2・2・とし、同別添4・1・1・1・3・を同別添4・1・2・3・とし、同別添別紙二2・1・を次のように改める。

2.1.　非交換式光源（電球等）の場合：

本技術基準5.1.の規定に基づき、灯火器に装着されている光源を用いて、配光特性の測定を行う。

別添七十二3・3・中「及び3.3.2.」を「から3.3.3.まで」に改め、同別添別紙一3・1・を次のように改める。

3.1.　非交換式光源（電球等）の場合：

本技術基準5.1.の規定に基づき、灯火器に装着されている光源を用いて、配光特性の測定を行う。

別添七十三3・5・中「及び3.5.2.」を「から3.5.3.まで」に改め、同別添4・3・を削り、同別添4・4・を同別添4・3・とし、同別添4・4・1・を同別添4・3・1・とし、同別添4・4・1・1・中「4.4.及び4.4.1.」を「4.3.及び4.3.1.」に改め、同別添4・4・1・1・を同別添4・3・1・1・とし、同別添4・4・2・を同別添4・3・2・とし、同別添4・4・3・を同別添4・3・3・とし、同別添4・4・3・1・を同別添4・3・3・1・とし、同別添4・4・3・2・及び4・4・3・3・を削り、同別添4・4・3・4・中「2.2.」を「1.4.」に改め、同別添4・4・3・4・を同別添4・3・3・2・とし、同別添4・5・を同別添4・4・とし、同別添4・6・中「4.5.」を「4.4.」に改め、同別添4・6・を同別添4・5・とし、同別添4・7・を同別添4・6・とし、同別添4・7・1・を同別添4・6・1・とし、同別添4・7・2・中「4.7.1.」を「4.6.1.」に改め、同別添4・7・2・を同別添4・6・2・とし、同別添4・8・を同別添4・7・とし、同別添別紙二2・1・を次のように改める。

2.1.　非交換式光源（電球等）の場合：

本技術基準5.1.の規定に基づき、灯火器に装着されている光源を用いて、配光特性の測定を行う。

別添七十七4・2・1・3・中「方向」を「方法」に改める。

別添九十九別紙一1・1・に次のただし書を加える。

ただし、Flex-PLIを用いて試験する場合にあっては、温度が20±4℃であればよい。

別添九十九別紙三5・4・中「から」を「のバンパ上部基準線とバンパ下部基準線の縦方向の中心点の集合線と上部脚部インパクタの横方向の中心線が合致するように」に改める。

別添百十一2・中「2.17.」を「2.19.」に改め、同別添2・18・の次に次を加える。

2.19.　「高電圧」とは、直流60Vを超え1,500V以下又は交流30V（実効値）を超え1,000V（実効値）以下の作動電圧をいう。

別添百十一3・及び4・中「7.」を「5.」に改め、同別添5・1・中「設置された開放式駆動用蓄電池」の下に「（補水が必要で外気に開放された水素ガスを発生する液式の蓄電池をいう。以下同じ。）」を加え、同別添別紙二2・1・4・中「水素ガスを発生する液式の駆動用蓄電池であって、外気に開放されており補水が必要な」を「開放式駆動用蓄電池の」に改め、同別添別紙三中「100MΩ」を「10MΩ」に改める。

附　則

この告示は、平成二十三年十月二十八日から施行する。

○国土交通省告示第千八十五号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第五条第一項の規定に基づき、装置型式指定規則第五条に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年十月二十八日

国土交通大臣　前田　武志

装置型式指定規則第五条に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部を改正する告示

装置型式指定規則第五条に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示（平成十三年国土交通省告示第千八十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

装置型式指定規則第五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示

別表中

「

第二条第五号の三の電波障害防止装置	第十号第三改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○		○			○	○		○	○	

」を

「

第二条第五号の三の電波障害防止装置	第十号第四改訂版	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○		○			○	○		○	○	

」に

改める。

附　則

この告示は、平成二十三年十月二十八日から施行する。